

アナログ規制の点検・見直し方針

令和7年3月

総務課・資産経営課DX推進室

1	はじめに	1
2	点検・見直しの目的	2
3	点検・見直しの位置付け及び推進体制	3
4	点検・見直しの対象範囲	4
5	点検・見直しの進め方及び進行管理	5

1 はじめに

近年のデジタル技術の高度化と利活用の進展により、生活のあり方が大きく変化している一方、少子高齢化による労働人口の減少により、あらゆる場面で人手不足が見込まれる。今後は、社会全体のデジタル化をさらに推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現させることが不可欠であり、書面・対面といったアナログ的な手法を前提としている規制や手続の見直しをはじめとする構造改革に取り組むことが重要になっている。

国は、デジタル社会の実現に向けた構造改革のために5つの原則を提示するとともに、この原則を踏まえ、令和6年6月までに国の法令等に基づく全ての規制について点検・見直しを行った。

本市においても、デジタル化を推進し、国による見直しの動きに合わせて、条例等の規制の見直しを進めることが重要である。

これらの状況を踏まえ、本市におけるアナログ規制の点検・見直しの基本的な方針として「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定するものである。

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 抄

第16条 国は、情報通信技術の進展の状況を踏まえ、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

2 地方公共団体は、国が前項の規定に基づき講ずる施策に準じて、条例又は規則に基づく手続並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 点検・見直しの目的

条例等に基づく市独自のアナログ規制について、国で定める「構造改革のためのデジタル原則」への適合性を点検し、国による法令等の点検・見直しの動きに合わせて、市全体で規制の見直しに取り組むことを目的とする。

【参考】構造改革のためのデジタル原則（デジタル臨時行政調査会 策定）

原則	内容
デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
官民連携原則	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

3 点検・見直しの位置づけ及び推進体制

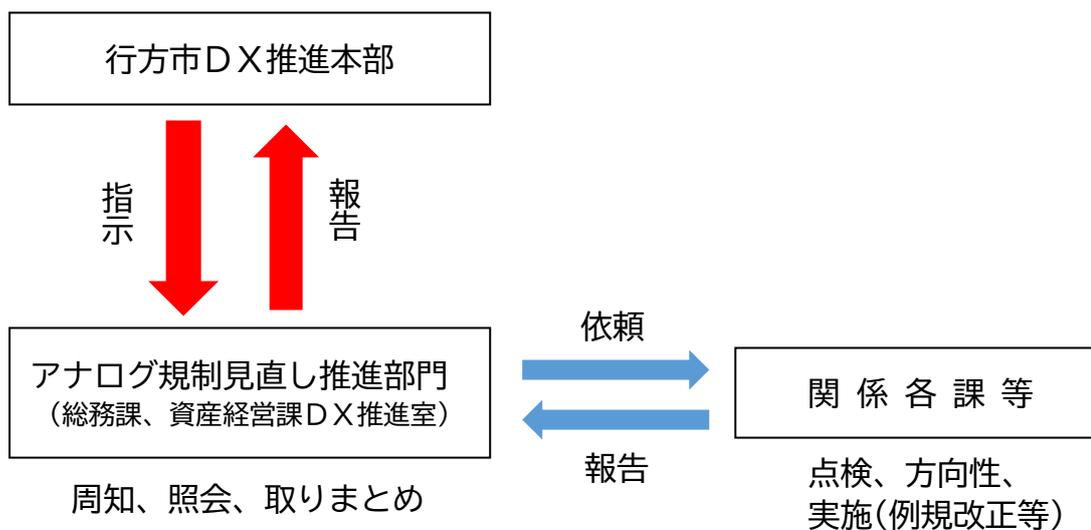
(1) 位置付け

アナログ規制の点検・見直しは、「行方市DX基本方針」の取組事項として掲げている【BPRの取組の徹底】において、デジタル化の効果を最大限に発揮するため、デジタル化の目的である「利用者中心の行政サービス」に立ち返った抜本的な業務改革として取り組むこととする。

(2) 推進体制

行方市DX推進本部内に、推進部門を設置し、規制の洗い出し、周知、取りまとめ等を行う。規制を所管する関係各課は、見直しの方向性、改正条例等に基づく見直し実施を進めることとする。

○推進体制のイメージ



4 点検・見直しの対象範囲

本市で定める条例等（条例、規則、告示、訓令、規程）の規定を対象とする。

デジタル臨時行政調査会では、国で定める法令等の中から、代表的なアナログ規制7項目に該当する規定（アナログ行為を求める場合があると解される規定）を対象としていることを踏まえ、条例等の中でも代表的なアナログ規制7項目に該当する規定を対象とする。

〈代表的なアナログ規制の7項目〉

規制項目	規制の内容
目視規制	人が現地に赴き、目視によって検査や調査をすることを求めている規制。また、遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制。
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているか、書類・建物等を確認し、判定することを求めている規制。
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定することや、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化することを求めている規制。
常駐・専任規制	常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたることを求めている規制。
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制。
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制。
往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制。

5 点検・見直しの進め方、進行管理

(1) 進め方

法令等に基づく規制と、趣旨や目的が類似する規制については、国における見直しの動きを参考にしながら、同様の見直しを進めていくことが効率的と考えられる。したがって、規制に当てはめる類型とフェーズは、デジタル臨時行政調査会の考え方を準用する。

①対象となる規制の洗い出し	代表的なアナログ規制7項目に該当する規制を洗い出し。 ※市例規集より抽出
②規制根拠の分類	制定根拠（市規制／国規制）を分類。
③規制の類型化・フェーズの区分	目的・趣旨ごとに類型を整理、デジタル化の進捗度合いを、3段階で区分。
④見直し工程表の策定	見直しの方向性（要否）、見直し後のフェーズ区分（到達点）、見直し時期等を設定。
⑤見直しの実施	見直し工程表に基づき、関係各課において条例等の改正を含む見直しを実施。

(2) 進行管理

① 工程表の策定

全庁的な洗い出し・点検を令和7年度に実施する。

各規制の見直し工程表を策定する。

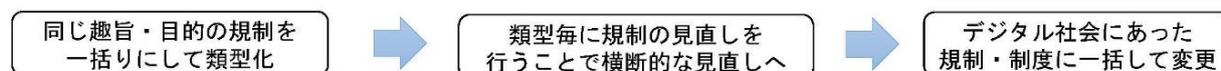
② 関係各課における進行管理

関係各課は、上記①の工程表に沿って、計画的に見直しを実施できるよう、各課(局)長のもと、所属内課(局)員に周知徹底を図るとともに、進捗状況の把握・管理を行う。

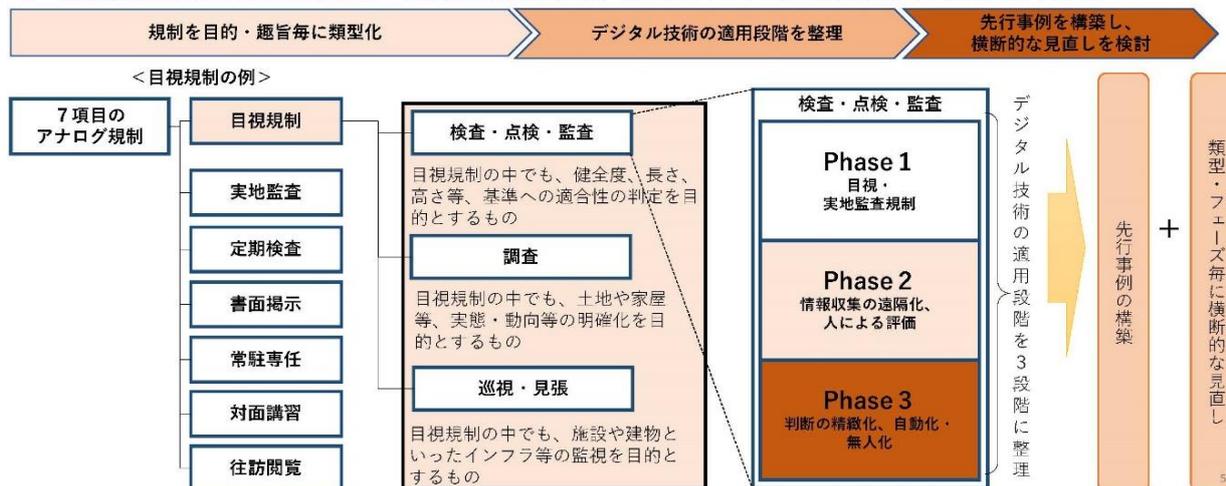
③ 全体の進行管理

アナログ規制の見直しを全庁的な課題として共有し取組を推進するため、毎年度の進捗管理等を、行方市DX推進本部内のアナログ規制見直し推進部門で把握・管理し、本部に報告する。

【参考】国のアナログ規制の点検・見直しにおける類型化とフェーズの考え方



○ 横断的に規制を見直すため、規制の趣旨・目的ごとに類型を整理し、その上で、デジタル技術が適用されている段階を3つに区分



出典：第3回デジタル臨時行政調査会（令和4年3月30日）資料